

令和6年度 美郷町エネルギー・食料品等 価格高騰支援給付金のお知らせ

令和5年12月以降、1世帯当たり7万円または10万円の給付金、子育て世帯への加算金5万円の支給を受けた世帯は、今回の給付金の対象となりませんのでご注意ください。

町では、エネルギー・食料品等の物価高騰による影響が続いていることから、経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給します。

■対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- ①令和6年6月3日現在で、美郷町の住民基本台帳に登録されている世帯
- ②新たに、令和6年度個人住民税の所得割が課されていない方のみで構成される世帯
※この場合の所得割は、定額減税前の所得割のことを指します。
(例1) 家族全員に個人住民税が課されていない世帯
(例2) 個人住民税が課されていない方と、均等割のみ課されている方で構成される世帯
- ③令和5年度美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金、または他市区町村における同様の給付金の対象となっていない世帯
- ④世帯全員が住民税を課されている方の扶養になっていないこと
(例1) 4人家族で、3人だけ扶養されている場合→○
(例2) 4人家族で、4人全員が扶養されている場合→×

■給付金額

1世帯につき10万円

※「こども加算」として、平成18年4月2日以降に出生した児童1人につき5万円

■手続方法

7月中旬、対象者と見込まれる世帯に確認書類を送付します。要件等を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に入れて返送してください。詳しい内容は確認書類送付の際にお知らせします。

■提出期限

令和6年8月9日(金) 消印有効

※令和6年6月4日以降に出生した児童に係る「こども加算」については令和6年10月31日(木) 消印有効

※提出期限までに提出されない場合、本給付金を辞退したとみなしますので、ご了承ください。

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

令和6年度 美郷町定額減税補足給付金のお知らせ

国の方針である、デフレ完全脱却のための総合経済対策の取り組みとして、令和6年6月から実施されている定額減税において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税の所得割において定額減税しきれない方に対し、その差額分を補足給付金として支給するものです。

■対象者

次の要件をすべて満たす方

- ・令和6年1月1日現在で、美郷町にお住まいで、美郷町から令和6年度個人住民税の所得割が課されている方、または令和5年分の所得税が課された方(納税義務者)
- ・本人および控除対象配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額(※1)が、令和6年分推計所得税額(※2)または令和6年度住民税の所得割額を上回る方
- ・令和5年の合計所得金額が1,805万円以下の方
(※1)所得税分
=3万円×減税対象人数(本人+控除対象配偶者を含めた扶養親族)
個人住民税の所得割分
=1万円×減税対象人数
(※2)令和5年分の所得等を基にした推計額

■給付金額

次の①と②の合計額を万円単位で切り上げた額

- ①所得税の定額減税可能額－令和6年分推計所得税額
- ②個人住民税の所得割の定額減税可能額－令和6年度個人住民税の所得割額

■手続方法

7月中旬、対象者と見込まれる方に確認書類を送付します。要件等を確認し、必要事項を記入の上、必要な書類を添え、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

■提出期限

令和6年8月9日(金) 消印有効

※提出期限までに提出されない場合、本給付金を辞退したとみなしますので、ご了承ください。

問●町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

メールで「災害情報」をお知らせします!

町では、防災行政無線や緊急告知FMラジオのほか、登録制メールも活用して「災害情報」をお知らせしています。メール配信を希望される方は、次の手順で登録をお願いします。

メール配信の内容について

警戒レベル4で必ず避難!!

1. 避難所の情報【開設・閉設に関すること】
2. 避難情報【警戒レベル 3高齢者等避難 4避難指示 5緊急安全確保】
3. クマ目撃情報
4. テストメール(毎月1回、月初め予定)

携帯電話での登録方法について

1

携帯電話のバーコードリーダー機能で二次元コードを読み取り、Eメールアドレス登録ページに接続してください。

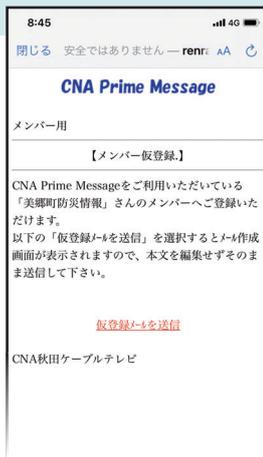


基本的に携帯電話のアドレスへの配信を想定していますが、パソコンのアドレスへの配信を希望される方は、町住民生活課までご連絡ください。

2

携帯電話の画面に仮登録画面が表示されたら『仮登録メールを送信』ボタンをクリックしてください。

登録制メールは、右に表示されている「CNA Prime Message」というシステム製品で運用しています。



※お使いの携帯電話の機種などにより、表示される画面が異なる場合があります。

- ※1 二次元コードが読み取れない携帯電話の方は、町住民生活課までお越しいただき、登録することになります。
- ※2 二次元コードから登録可能なメールアドレスは、NTTドコモ(@docomo.ne.jp)、au(@ezweb.ne.jp)、ソフトバンク(@softbank.ne.jp、@i.softbank.jp、@ymobile.ne.jp)、Google(@gmail.com)、Apple(@icloud.com)です。
- ※3 仮登録完了のメールが届かない方は、携帯電話の迷惑メール機能が設定されていますので、携帯電話の設定変更をしてください。なお、設定を行ってもメールが届かない、設定方法が分からない方は、携帯ショップなどに相談してください。
- ※4 携帯電話会社やメールアドレスの変更を行った場合は、再登録が必要となります。

3

送信メール画面が表示されますので、そのままメールを送信してください。



4

本登録のメール案内文に表示されるアドレスをクリックしてください。



5

メンバー本登録画面が表示されますので、次のとおり進んでください。

- ① 選択してくださいをクリックして『防災情報メール』を選択してください。
- ② 姓、名の欄に名前を入力してください。
- ③ 属性の欄で希望する情報(防災情報・クマ目撃情報)を選択してください(両方選択も可能です)。※何も選択していない場合は両方の配信とします。
- ④ 『決定』ボタンをクリックしてください。



6

これで登録完了です。

携帯電話の設定について

登録アドレスにメールを送信してもメールが届いてくの方が多数います。毎月1回のテストメールが届かない場合は、携帯電話の設定を確認してください(迷惑メール受信設定で[renraku@renraku-dayo.jp]を受診可能に設定)。

登録制メール配信停止について

登録制メールの配信停止を希望される方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903